

改正個人情報保護法（法）への一本化にかかるQ & A



Q1

なぜ、今まで国と市では違う法体系で個人情報保護制度を運用していたのですか？

A1 個人情報保護の機運が高まり、最初に個人情報保護制度として確立したのは地方公共団体でした。その後、国が各地方公共団体を追いかける形で、国や独立行政法人ごとの個人情報保護制度を制定したためです。

Q2

各市で条例を個々に定めているのに、なぜ法に一本化されるのでしょうか？

A2 急速に発展するデジタル化、グローバル化に伴い、データの流通の質・量の増大へ対応するためです。期待される効果として、次の事項が挙げられます。

- (1) 個人情報の有用性に配慮した個人の権利の保護
- (2) 政治的中立の立場である独立行政委員会であり、国際的制度調和を担う個人情報保護委員会による法の一元的な解釈と運用
- (3) 行政サービスの安全性・信頼性を含めた質の向上
- (4) 行政事務や国民の権利保護に係る統一的基準の適用
- (5) 官民連携・地域間連携の促進

Q3

法に一本化されることで、松本広域連合で保有する個人情報の取り扱いについて疑義が生じた時は、どのようにしますか？

A3 これまでは、既存の条例第38条により、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、例えば、本人の同意がなく法令に決まりがない場合の個人情報の取り扱いについて、学識経験者等からなる審査会への意見を伺いながら、進めてまいりました。

法への一本化により、全国一律の取り扱いがなされ、疑義がある場合に意見を伺う先は、国の外局である個人情報保護委員会になります。

Q4

条例が法による扱いになることで、松本広域連合での個人情報のやりとりに影響がありますか？

A4 住民の皆様が行う手続きと、個人情報の漏えいの防止の仕組みに変更はありません。

Q 5 保有個人情報開示請求により決定した内容に不服がある場合には、今後も審査請求はできるのでしょうか？

A 5 従来の条例と変わらず、開示請求者には審査請求権が付与されるため、決定に不服がある場合は引き続き審査請求ができることとなります。

Q 6 行政機関等匿名加工情報を導入することによる弊害はありませんか？

A 6 行政機関等匿名加工情報を導入したとしても、住民の皆様の個人情報を悪用されることはありません。個人を特定できないように加工した情報を民間の研究機関等が用いることにはなりますが、どんな解析をしたとしても個人が特定されることはできないためです。